

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次	ページ
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	43
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	43
○土地改良事業の工事の完了の届出……………（農業施設管理課）	43
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	43
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	44
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	44
○土地収用法による土地の立入りの通知……………（建設部総務課）	45
○建設業を営む者に対する監督処分……………（建設情報課）	45
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	46
○海岸保全区域の指定の一部改正……………（砂防災害課）	47

告 示

北海道告示第391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成19年5月29日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年5月25日

	北海道知事 高 橋 はるみ
地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所	
富 良 野 南 経営体育成基盤整備（農業用排水、客土、暗きょ）	北海道上川支庁
オホーツク西部 広域営農団地農道整備	北海道網走支庁

津別西部第2 畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水、暗きょ、土層改良）	同
滝 上 同 〔担い手支援型（単独土層改良）〕（暗きょ、土層改良）	同

北海道告示第392号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年5月25日

	北海道知事 高 橋 はるみ
地 区 名 事 業 の 種 類 完了年月日	
田代第2 経営体育成基盤整備（農業用排水、客土）	平成16.12.10
同 同 （暗きょ）	同 16.12.17
同 同 （区画整理）	同 17. 5.30
同 同 （農道）	同 18. 3.10
八 白 同 （区画整理、客土、暗きょ）	同 17.12.15
同 同 （農業用排水）	同 18.12.15
東 大 里 中山間地域総合農地防災（土留工）	同 17. 7. 8
同 同 （農業用排水）	同 18.12. 8
檜 山 北 中山間地域総合整備（暗きょ）	同 17. 1.31
同 同 （農業用排水、区画整理）	同 18.12.20
天 の 川 同 （農業用排水、農道）	同 17.11.21
左 股 一般農道整備（過疎基幹）	同 18.10.27

北海道告示第393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成19年5月25日

	北海道知事 高 橋 はるみ
事 業 主 体 名 地 区 名 事 業 の 種 類 完了年月日	
ながぬま農業協同組合 舞 鶴 北 基盤整備促進〔基盤整備〕（暗きょ）	平成18.11.20
同 新 光 同	同

北海道告示第394号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成19年5月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 古宇郡神恵内村大字赤石村39の1・102（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、38の1
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁産業振興部林務課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第395号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年5月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内1の12（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地及び河川管理施設用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内1の12（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内1の12（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地及び河川管理施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第396号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年5月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 上川郡東川町・美瑛町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）、東川町・富良野市（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 富良野市・東川町・美瑛町（以上1市2町について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 上川郡剣淵町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、東川町・剣淵町・富良野市・勇払郡占冠村（以上1市2町1村について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 富良野市・剣淵町・占冠村（以上1市1町1村について次の図に示す部分に限る。）、東川町
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の方法並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 富良野市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の方法 次のとおりとする。
4(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡東川町・美瑛町（以上2町国有林。次の図に
 の所在場所 示す部分に限る。）
 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
(3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の方法 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに富良野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第397号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。

平成19年5月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-----------------|--|
| 1 起業者の名称 | 国土交通大臣 |
| 2 事業の種類 | 一般国道240号改築工事（本岐道路・北海道網走郡津別町字大昭地内から同町字本岐地内まで） |
| 3 立ち入ろうとする土地の区域 | 網走郡津別町字本岐 |
| 4 立入期間 | 平成19年6月11日から平成19年6月15日まで |

北海道告示第398号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理局建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年5月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 許可の全部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
北海道松下テクニカルサービス株式会社	般-14 石第11313号	平成19. 4. 2
北海道道路サービス株式会社	特-14 石第2560号	同
有限会社 北硝ガラス	般-14 石第14080号	同 19. 4. 4
株式会社 旭製作所	特-16 石第3337号	同
有限会社 緑春工業	般-14 石第17893号	同 19. 4. 6
株式会社 拝野工業所	般・特-18 石第732号	同 19. 4. 9
有限会社 山下板金工業所	般-16 石第6925号	同 19. 4.10
株式会社 マルコウ・ナルミ土建	般・特-17 石第10632号	同 19. 4.12
有限会社 国井工務店	般-18 石第8610号	同 19. 4.13
太田土建株式会社	般-14 石第2375号	同
幌北物流センター株式会社	般-16 石第16698号	同 19. 4.16
土井工業	般-17 石第18860号	同 19. 4.19
有限会社 北村土建	般-14 石第6713号	同 19. 4.24
今設備工業株式会社	般-14 石第8928号	同
山口木材株式会社	特-14 石第1444号	同 19. 4.25
株式会社 サンヨ北海道	般-16 石第18524号	同 19. 4.26
吉野工業株式会社	般-14 石第1721号	同 19. 4.27
有限会社 澤井ダクト	般-17 石第10395号	同
澤口建設	般-14 檜第530号	同 19. 4. 3
江差木工協業組合	般-16 檜第233号	同 19. 4. 4
五和管理株式会社	般-14 後第1793号	同 19. 4. 3
株式会社 寿都建設	般-18 後第228号	同 19. 4. 5
有限会社 白木土木	般-14 後第1324号	同 19. 4.10
株式会社 新成産業	般-17 空第77号	同 19. 4. 5
株式会社 佐藤建材店	般-14 空第2558号	同 19. 4.16
青山工務店	般-14 空第853号	同 19. 4.26
株式会社 永井工業所	般-14 上第2784号	同 19. 4. 9
株式会社 シティクリーンサービス	般-14 上第671号	同 19. 4.16
有限会社 木全組	般-16 上第1888号	同 19. 4.17
株式会社 ユニテック北土	般・特-14 上第497号	同 19. 4.24

道北地区建設業協同組合	特-18 宗第135号	平成19. 4. 18	北 央 設 備 技 研 株 式 会 社	般-14 石第1100号	同 19. 4. 19
宮崎工業株式会社	般・特-14 網第604号	同 19. 4. 2	南 進 建 設 株 式 会 社	般-16 石第8963号	同 19. 4. 20
有限会社 小 林 建 設	般-17 網第2882号	同 19. 4. 10	株式会社 タ ケ ソ ウ	特-14 石第17885号	同 19. 4. 25
山 川 工 務 店	般-18 網第2019号	同 19. 4. 17	株式会社 ア ド 建 設 工 業	般-14 石第15834号	同 19. 4. 27
株式会社 石 塚 設 備 工 業	般-14 網第625号	同 19. 4. 18	株式会社 丸 喜 い と う 内 外 装	般-14 石第12591号	同
株式会社 サ ン ・ ホ ー ム	般-17 網第2624号	同 19. 4. 20	株式会社 菊 地 組	般-17 後第1201号	同 19. 4. 6
株式会社 大 内 組	特-14 胆第229号	同 19. 4. 11	北 王 建 設 工 業 株 式 会 社	般-16 空第1528号	同 19. 4. 12
高 橋 組	般-15 胆第742号	同 19. 4. 20	有限会社 中 野 建 設	般-14 空第1762号	同 19. 4. 18
有限会社 吉 野 塗 装 店	般-18 胆第3280号	同 19. 4. 25	有限会社 山 水 建 設 工 業	般-14 空第3281号	同 19. 4. 23
新 陽 建 設 株 式 会 社	般-17 胆第3081号	同 19. 4. 27	株式会社 タ カ デ ン	般-18 上第3345号	同 19. 4. 2
新 陽 建 設 株 式 会 社	特-14 胆第3081号	同	大 江 建 設 株 式 会 社	般-14 上第765号	同 19. 4. 13
有限会社 平 賀 土 木	般-14 十第1625号	同 19. 4. 2	ア イ ベ ッ 住 設 株 式 会 社	般・特-18 上第1813号	同
株式会社 ふ じ け ん	般-14 十第2927号	同 19. 4. 3	高 橋 建 設 株 式 会 社	般-16 上第1032号	同 19. 4. 18
有限会社 共 立 ブ ロ ッ ク 工 業	般-14 十第2803号	同 19. 4. 4	田 屋 土 建 工 業 株 式 会 社	般-19 留第61号	同 19. 4. 10
有限会社 中 鉢 建 設	般-14 十第3143号	同 19. 4. 5	島 田 建 設 株 式 会 社	般-18 網第2914号	同 19. 4. 12
札内コンクリート株式会社	般-14 十第2950号	同	株式会社 池 知 建 設	般-18 網第578号	同
森 勝 建 業 株 式 会 社	般-17 十第1531号	同 19. 4. 9	土 橋 工 業 株 式 会 社	特-18 網第97号	同 19. 4. 18
有限会社 合 同 重 機	般-17 十第2237号	同 19. 4. 12	株式会社 出 田 建 設	特-16 胆第221号	同 19. 3. 19
株式会社 セ デ ッ ク	般-14 十第3147号	同 19. 4. 13	株式会社 広 瀬 建 設	般-18 胆第4343号	同 19. 4. 6
有限会社 美建コーポレーション	般-16 十第3522号	同 19. 4. 16	株式会社 技 研	般-17 胆第4441号	同 19. 4. 17
札内砕石砂利株式会社	般-19 十第1570号	同 19. 4. 17	大 道 建 設 株 式 会 社	特-14 十第843号	同 19. 4. 19
十 勝 技 建 工 業 株 式 会 社	般・特-14 十第1717号	同 19. 4. 19	株式会社 三 宮 商 会	般-15 釧第2501号	同 19. 4. 18
遠 藤 土 建	般-14 十第114号	同 19. 4. 27	株式会社 日 野 組	般-14 釧第1057号	同
有限会社 川 村 建 設	般-14 釧第1841号	同 19. 4. 10	コ ウ ノ ウ 建 設 株 式 会 社	般-14 釧第255号	同 19. 4. 19
有限会社 神 馬 塗 装 店	般-14 釧第277号	同 19. 4. 25	廣 木 建 設 株 式 会 社	特-14 根第150号	同 19. 4. 2
有限会社フィックス・コーポレーション	般-17 根第632号	同 19. 4. 2			
別海水道工事業事業協同組合	般-18 根第638号	同			
2 許可の一部廃業			北海道告示第399号		
商 号 又 は 名 称	建設業の許可の番号	処分年月日	道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。		
株式会社 伊 勢 工 業	般-17 石第13308号	平成19. 4. 5	その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。		
株式会社 ワ ー ル ド 工 建	般-16 石第9371号	同 19. 4. 10	平成19年5月25日		
株式会社 大 仁	般-17 石第17063号	同	北海道知事 高 橋 はるみ		
協 和 八 光 建 設 株 式 会 社	特-17 石第1806号	同	1 道路の種類 道道		
株式会社 水 谷 組	般-18 石第6007号	同 19. 4. 13	2 路 線 名		
株式会社 小 林 プ ラ ン ニ ン グ	般-17 石第950号	同 19. 4. 16			

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
奥 尻 島 線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字奥尻309番地先から 奥尻郡奥尻町字奥尻308番地先まで		前	11.27mから 14.33mまで	81.32m	—
			後	11.27mから 16.79mまで	81.45m	—
遠 軽 雄 武 線 北海道網走土木現業所	紋別郡滝上町字サクルー原野2206番2地先から 紋別郡滝上町字サクルー原野2206番3地先まで		前	15.00mから 22.00mまで	470.50m	—
			後	18.00mから 30.40mまで	470.50m	—

北海道告示第400号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道網走土木現業所に備え置いて縦覧に供する。
平成19年 5 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

6 北見沿岸海岸保全区域の表北見沿岸の(9)常呂海岸の常呂町の項海岸保全区域の欄の3の事項中「、字岐阜3番地西角（C点）」を「、B点から方向角283度30分20秒の方向1002.768メートルの点（B－1点）、B－1点から方向角2度40分57秒の方向23.610メートルの点（B－2点）、B－2点から方向角2度40分58秒の方向27.560メートルの点（B－3点）、B－3点から方向角281度52分49秒の方向182.448メートルの点（B－4点）、B－4点から方向角281度32分13秒の方向203.400メートルの点（B－5点）、B－5点から方向角281度18分02秒の方向178.847メートルの点（B－6点）、B－6点から方向角281度18分02秒の方向22.832メートルの点（B－7点）、B－7点から方向角276度56分46秒の方向113.316メートルの点（B－8点）、B－8点から方向角271度11分36秒の方向49.600メートルの点（B－9点）、B－9点から方向角287度26分21秒の方向37.285メートルの点（B－10点）、B－10点から方向角195度51分27秒の方向9.387メートルの点（B－11点）、字岐阜3番地西角（C点）」に、「、字栄浦239番地西点（D点）」を「、C点から方向角281度06分22秒の方向260.377メートルの点（C－1点）、C－1点から方向角286度07分11秒の方向269.945メートルの点（C－2点）、C－2点から方向角281度25分42秒の方向854.798メートルの点（C－3点）、C－3点から方向角205度04分12秒の方向29.257メートルの点（C－4点）、字栄浦239番地西点（D点）」に改める。

